

## 日本国文部科学省及びブルガリア共和国青少年・スポーツ省間の スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省とブルガリア共和国青少年・スポーツ省(以下、「双方」という)は、  
両国の人々の間に現存する友好関係と相互理解を強化する手段としてスポーツ分野における協力発展のために努力し、  
以下の共通認識に至った。

### 第1項 目的

双方は、協力に関する覚書(以下、「覚書」という)のもと、互惠主義と相互利益の原則に基づくスポーツ分野の協力発展を支援することを目指すこととする。

### 第2項 スポーツ協力の分野

双方は、両国のスポーツ機関、スポーツ連盟及びその他スポーツ組織間における以下の分野における協力を促進することとする。

- ・スポーツ・フォー・オール
- ・青少年のためのスポーツ
- ・競技スポーツ
- ・生涯スポーツ
- ・障がい者スポーツ
- ・スポーツ科学及びスポーツ医学
- ・スポーツ施設
- ・アンチ・ドーピング
- ・スポーツマネジメント

双方の合意の上、その他のスポーツ分野の協力を発展させることができることとする。

### 第3項 スポーツ協力の形式

この覚書の枠組みにおける協力は、それぞれの国で適用されている法律及び規則に従って以下の形式によって遂行されることとする。

・本覚書の枠組みにおいて、生涯スポーツ、スポーツ医学、ドーピングコントロール、青少年のためのスポーツ及び他の相互の関心がある分野に係る研究に関連した情報及び文書の交換

・スポーツ代表団の交流並びに日本国文部科学省及びブルガリア共和国青少年・スポーツ省の専門家や高級実務者の訪問交流

・スポーツ連盟間のプログラム交流

・テーマ別の国際セミナー、シンポジウム、会議及び展覧会の企画

スポーツ交流及びこれらのイベントにおける双方の代表者の参加のための条件については、事前に双方の間で決定される。

#### 第4項 協力のためのプログラム

本覚書の実行のために、双方は、それぞれの権限及び財源の範疇で、協力プログラムを発展させることができることとする。

このようなプログラムやその期間の調整のための諸条件は、ケース・バイ・ケースに基づいて、双方の間で決定される。

#### 第5項 財政

本覚書のもと実施する取組のための財政上の調整は、利用可能な財源と各国の法律と規則に従い、事前に双方によって決定される。

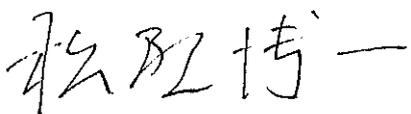
#### 第6項 開始と終了

本覚書のもとの協力は双方による覚書への署名後に効力を発する。

双方のうち一方が、他方に対して外交チャンネルを通じて覚書を終了する意向を記した書面を6カ月前に送付することによって覚書を終了できる。

2016年9月27日に、東京において、日本語、ブルガリア語及び英語による本書二通ずつに署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に齟齬がある場合には、英語による文書が優先されることとする。

日本国文部科学省のために



ブルガリア共和国青少年・スポーツ省のために

